○豊中市伊丹市クリーンランド職員安全衛生管理規則

制定　平成７年６月１日　規則第１号

改正　平成12年12月25日　規則第１号
平成20年３月６日　規則第１号
平成24年２月１日　規則第１号
平成24年３月30日　規則第６号
平成27年３月24日　規則第３号
平成28年３月31日　規則第５号
令和２年９月29日　規則第５号

目次

第１章　総則（第１条―第５条）
第２章　安全衛生管理計画（第６条）
第３章　安全衛生管理体制（第７条―第26条）
第４章　職員の危険又は健康障害を防止するための事項（第27条―第32条）
第５章　安全衛生教育（第33条―第36条）
第６章　健康の保持増進のための事項（第37条―第49条）
第７章　雑則（第50条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は，労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）と相まって，職場における安全及び衛生のための責任体制を明確にし，公務災害及び健康障害の防止に関し必要な事項を定めることにより，職員の安全及び健康を確保するとともに，快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

（定義）

第２条　この規則において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところとし，これら以外の用語の意義は，法の定めるところによる。

(1)　職員　常時勤務に服することを要する一般職の職員及びこれに準ずる職員で豊中市伊丹市クリーンランド管理者（以下「管理者」という。）が別に定めるものをいう。

(2)　所属長　豊中市伊丹市クリーンランド事務局条例（昭和38年組合条例第２号）及び同条例施行規則（昭和38年組合規則第２号）の定めに基づく局，課の長をいう。

（管理者の責務）

第３条　管理者は，職場における職員の安全及び健康を確保するとともに，快適な職場環境の形成を促進するようにしなければならない。

（所属長の責務）

第４条　所属長は，法及びこの規則の趣旨に従い，常に所属職員の職場における安全及び健康に留意し，総括安全衛生管理者から職員の安全及び衛生について指示があったときは，適切な措置を講じなければならない。

２　所属長は，安全管理者，衛生管理者及び産業医と協力し，快適な職場環境の形成を促進するようにしなければならない。

（職員の責務）

第５条　職員は，自己の健康の保持増進に努め，公務災害及び健康障害を防止するための必要な事項を守るとともに管理者，所属長及び総括安全衛生管理者等が実施する職員の安全の確保及び健康の保持増進のための措置に協力するよう努めなければならない。

第２章　安全衛生管理計画

（安全衛生管理計画の作成）

第６条　管理者は，毎年度，職員の安全衛生に関する事項を総合的に行うため安全衛生管理計画を作成するものとする。

第３章　安全衛生管理体制

（総括安全衛生管理者）

第７条　豊中市伊丹市クリーンランド（以下「組合」という。）に総括安全衛生管理者を置き，事務局長の職にある者をもってこれに充てる。

２　総括安全衛生管理者が旅行，疾病，事故その他やむを得ない事由により職務を行うことができない場合において，総括安全衛生管理者の職務を代理させるため，総括安全衛生管理代理者を置く。

（総括安全衛生管理者の職務）

第８条　総括安全衛生管理者は，安全管理者，衛生管理者を指揮するとともに，法第10条第１項各号の業務を統括管理する。

（安全管理者）

第９条　組合に安全管理者を置き，労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。）第５条に規定する資格を有する者のうちから管理者が選任する。

２　第７条第２項の規定は，安全管理者について準用する。

（安全管理者の職務）

第10条　安全管理者は，次の業務を行う。

(1)　建設物，設備，作業場所又は作業方法に危険がある場合における応急措置又は適当な防止の措置に関すること。

(2)　安全装置，保護具その他危険防止のための設備・器具の定期的点検及び整備に関すること。

(3)　作業の安全についての教育及び訓練に関すること。

(4)　発生した災害原因の調査及び対策の検討に関すること。

(5)　消防及び避難の訓練に関すること。
(6)　作業主任者の監督に関すること。
(7)　安全に関する資料の作成，収集及び重要事項の記録に関すること。
(8)　前各号に掲げるもののほか，総括安全衛生管理者が必要と認めるもので職員の安全管理に関すること。

（衛生管理者）

第11条　組合に衛生管理者を置き，法第12条の免許を受けた者又は省令第10条に規定する資格を有する者のうちから管理者が選任する。

２　第７条第２項の規定は，衛生管理者について準用する。

（衛生管理者の職務）

第12条　衛生管理者は，次の業務を行う。
(1)　健康に異常のある者の発見及び処置に関すること。
(2)　作業環境の衛生上の調査に関すること。
(3)　作業条件，施設等の衛生上の改善に関すること。
(4)　労働衛生保護具，救急用具等の点検及び整備に関すること。
(5)　衛生教育，健康相談その他職員の健康の保持増進に必要な事項に関すること。
(6)　職員の負傷及び疾病並びにそれによる死亡，欠勤及び移動に関する統計の作成に関すること。
(7)　前各号に掲げるもののほか，総括安全衛生管理者が必要と認めるもので職員の衛生管理に関すること。

（産業医）

第13条　管理者が別に定めるところにより産業医を置き，産業医学に関する専門的知識を有する医師のうちから管理者が選任する。

（産業医の職務）

第14条　産業医は，法第13条第５項並びに省令第14条第１項及び第３項並びに第15条に規定する業務を行う。

（作業主任者）

第15条　組合に，作業主任者を置く。

２　作業主任者は，省令第16条に規定する資格を有する職員のうちから管理者が選任する。

（作業主任者の職務）

第16条　作業主任者は，労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「政令」という。）第６条に規定する作業に従事する職員を指揮し，法第14条の厚生労働省令で定める業務を行う。

（安全衛生委員会）

第17条　組合に安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の職務）

第18条　委員会は，職員の安全衛生に関する次に掲げる事項について調査審議し，管理者に意見を具申するものとする。

(1)　職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。

(2)　職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策及び必要な措置の実施計画の作成に関すること。

(3)　公務災害の原因究明及び再発防止対策に関すること。

(4)　安全又は衛生に関する規程の作成に関すること。

(5)　職員に対する安全衛生教育の実施計画の作成に関すること。

(6)　危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。

(7)　安全衛生に関する計画の作成，実施，評価及び改善に関すること。

(8)　作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関すること。

(9)　各種健康診断等の結果及びその結果に対する対策の樹立に関すること。

(10)　長時間にわたる労働による健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること。

(11)　職員の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること。

(12)　労働基準監督署長その他行政機関の担当官から文書により命令，指示，勧告又は指導を受けた事項のうち，職員の危険及び健康障害の防止に関すること。

(13)　前各号に掲げるもののほか，職員の安全衛生に関すること。

（委員会の組織）

第19条　委員会は，委員15人以内で組織し，法第19条第２項の定めるところにより総括安全衛生管理者，安全管理者，衛生管理者，産業医及び安全衛生に関し経験を有する職員のうちから管理者が指名した者をもって構成する。

２　管理者は，委員の半数については，法第19条第４項の定めるところにより指名するものとする。

（委員の任期）

第20条　委員の任期は，２年とする。ただし，再任することを妨げない。

２　補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。

（委員長）

第21条　委員会に委員長を置き，第７条第１項の総括安全衛生管理者をもって充てる。

（委員長の職務）

第22条　委員長は，安全衛生委員会の事務を総理し，委員会を代表する。

２　委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは，あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第23条　委員会は，委員長が必要と認めたとき又は３分の１以上の委員から会議に付すべき事項を示して請求があったときに委員長が招集し，委員長がその議長となる。

２　委員会は，委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

（特別委員会）

第24条　委員会に，重要事項の調査研究について特に必要があるときは，特別委員会を設置することができる。

２　特別委員会の組織に関する事項は，管理者が定める。

（関係者の出席等）

第25条　委員長は，必要があると認めるときは，関係職員に対し，資料の提出，説明等を求めることができる。

（委任）

第26条　第17条から前条までに規定するもののほか，委員会及び特別委員会の議事その他運営について必要な事項は，委員会が定める。

第４章　職員の危険又は健康障害を防止するための事項

（管理者が講ずべき措置）

第27条　管理者は，次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(1)　機械，器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険

(2)　爆発性の物，発火性の物，引火性の物等による危険

(3)　電気，熱その他のエネルギーによる危険

２　管理者は，職員が墜落するおそれのある場所，物体の落下するおそれのある場所に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第28条　管理者は，次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(1)　原材料，ガス，蒸気，粉じん，酸素欠乏空気，病原体等による健康障害

(2)　放射線，高温，低温，超音波，騒音，振動等による健康障害

(3)　計器監視の作業による健康障害

(4)　排気，排液又は残さい物による健康障害

第29条　管理者は，職員を就業させる建物その他の作業場について，通路，床面，階段等の保全並びに換気，採光，照明，保温，防湿，休養，避難及び清潔に必要な措置その他職員の健康，風紀及び生命の保持のため必要な措置を講じなければならない。

第30条　管理者は，職員の作業行動から生じる公務災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第31条　管理者は，公務災害の発生の急迫した危険があるときは，直ちに作業を中止し，職員を作業場から退避させる等必要な措置を講じなければならな

い。

（職員の義務）

第32条　職員は，管理者が第27条から第31条の規定に基づき講ずる措置に応じて，必要な事項を守らなければならない。

第５章　安全衛生教育

（採用時の教育）

第33条　管理者は，新たに採用された職員に対し，安全又は衛生に関する教育を行うものとする。

（職場教育）

第34条　所属長は，新たに採用された職員及び異動等により従事する業務に変更があった職員に対し，次に掲げる事項のうち当該職員が従事する業務に関する安全又は衛生のための必要な事項について教育を行わなければならない。

(1)　機械等，原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法に関すること。

(2)　安全装置，有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱方法に関すること。

(3)　作業手順に関すること。

(4)　作業開始時の点検に関すること。

(5)　当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。

(6)　整理，整頓及び清潔の保持に関すること。

(7)　事故時等における応急措置及び退避に関すること。

(8)　その他当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

（特別教育）

第35条　所属長は，危険又は有害な業務で，法第59条第３項の厚生労働省令で定めるものに職員をつかせるときは，同項の厚生労働省令で定めるところにより，当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

（安全管理者等の教育）

第36条　管理者は，職場における安全衛生の水準の向上を図るため，安全管理者，衛生管理者，その他公務災害防止のための業務に従事する職員に対し，その職員が従事する業務に関する能力の向上を図るための教育，講習等を行い，又はこれらを受ける機会を与えるようにしなければならない。

第６章　健康の保持増進のための事項

（作業環境の測定）

第37条　管理者は，法令に定めるもののほか，処理施設内について，必要な作業環境測定を行い，及びその結果を記録しておかなければならない。

（作業環境測定の結果の評価）

第38条　管理者は，法令又は前条の規定による作業環境測定の結果の評価に基づいて，職員の健康を保持するため必要があると認められるときは，省令で定めるところにより又は必要に応じた，施設又は設備の設置又は整備，健康診断の実施その他の適切な措置を講じなければならない。

（健康診断の種類）

第39条　管理者は，職員の健康を確保するため，次に掲げる種類の健康診断を実施する。

(1)　採用時健康診断

(2)　定期健康診断

(3)　特定業務従事職員健康診断

(4)　海外派遣職員の健康診断

(5)　その他健康管理上必要と認める健康診断

２　健康診断の受診対象者，検査項目及び検査回数その他健康診断の実施に関し必要な事項は，管理者が別に定める。

（受診義務）

第40条　職員は，指定された期日及び場所において，指定された健康診断（希望者に対し実施するものを除く。）を受けなければならない。ただし，管理者が認める期間内に医師による当該健康診断に相当する診断を受け，その結果等を証明する書面を管理者に提出したときは，この限りでない。

（受診義務の免除）

第41条　管理者は，休職，長期療養中の職員その他管理者が別に定めるものについては，前条に規定する受診義務を免除することができる。

（健康診断結果の報告等）

第42条　管理者は，第39条第１項各号に規定する健康診断を行ったときは，その結果（第40条ただし書の規定により提出された書面を含む。以下同じ。）を当該職員に通知し，その記録を５年間保存するものとする。

（指導区分の判定等）

第43条　管理者は，健康診断の結果を産業医に提示し，健康に異常又は異常を生じるおそれがあると認められた職員について，別表第１に掲げる区分に応じて職員の指導区分の判定を受けなければならない。

２　管理者は，前項の規定により判定された指導区分を変更する必要があると認めるときは，所要の資料を産業医に提示し，指導区分の変更を受けなければならない。

（事後措置）

第44条　管理者は，前条の規定による判定に基づき，別表第１に掲げる事後措置の基準欄に掲げる基準に従い，適切な事後措置を講じなければならない。

（療養の義務）

第45条　前条の規定により事後措置を講じられた者は，産業医又は医師の指示

に従い，療養に専念する等健康の回復に努めなければならない。

（療養の報告）

第46条　第43条の規定により「Ｂ」又は「Ｃ」の指導区分の判定を受けた職員は，１月ごとに，別に定めるところにより管理者に療養の報告をしなければならない。

（就業の禁止）

第47条　管理者は，省令第61条第１項各号に掲げる職員については，当該職員の就業を禁止しなければならない。

２　管理者は，前項の規定により就業を禁止しようとするときは，あらかじめ，産業医その他専門の医師の意見を聴かなければならない。

（復職等）

第48条　第43条の規定により「Ａ」の指導区分の判定を受け，療養のため休暇若しくは休職中の職員又は前条第１項の規定により就業を禁止された職員が職務に復帰しようとするときは，診断書又は職務に復帰することが可能である旨を証する書面を添えて，管理者に休暇の取消し，復職又は就業禁止の解除を申し出なければならない。

２　管理者は，前項の規定により休暇の取消し又は就業禁止の解除の申出があった場合には，産業医の意見を聴き，その可否を決定しなければならない。

３　前２項に定めるものを除くほか，職員の復職については，豊中市の例による。

（秘密の保持）

第49条　職員の健康管理に従事する職員は，職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第７章　雑則

（施行細目）

第50条　この規則に定めるもののほか，職員の安全衛生管理について必要な事項は，管理者が別に定める。

附　則

１　この規則は，公布の日から施行する。

２　豊中市伊丹市クリーンランド安全衛生委員会規則（昭和50年組合規則第１号）は廃止する。

附　則（平成12年12月25日規則第１号）

この規則は，平成13年１月６日から施行する。

附　則（平成20年３月６日規則第１号）

この規則は，公布の日から施行する。

附　則（平成24年２月１日規則第１号）

この規則は，公布の日から施行する。

附　則（平成24年３月30日規則第６号）

この規則は，平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成27年３月24日規則第３号抄）

１　この規則は，平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成28年３月31日規則第５号）

この規則は，公布の日から施行する。

附　則（令和２年９月29日規則第５号）

この規則は，公布の日から施行する。

別表第１

指　導　区　分			事　後　措　置　の　基　準
区　分		内　　容	
生活規正の面	A	勤務を休む必要のあるもの	休暇（日単位のものに限る。）又は休職の方法により，療養のため必要な期間勤務させない。
	B	勤務に制限を加える必要のあるもの	職務の変更，勤務場所の変更，休暇（日単位のものを除く。）等の方法により，勤務を軽減し，かつ，深夜勤務（午後10時から翌日の午前５時までの間における勤務をいう。以下同じ。），時間外勤務（正規の勤務時間以外の時間における勤務で，深夜勤務以外のものをいう。以下同じ。）及び出張をさせない。
	C	勤務をほぼ正常に行ってもよいもの	深夜勤務，時間外勤務及び出張をさせない。
	D	平常の生活でよいもの	なし
医療の面	1	医師による直接の医療行為を必要とするもの	医療機関の斡旋等により適正な治療を受けさせるようにする。
	2	定期的に医師の観察指導を必要とするもの	経過観察のための検査及び発病・再発防止のため必要な指導等を行う。
	3	医師による直接又は間接の医療行為を必要としないもの	なし